公益信託こうべまちづくり岩岡基金第二十二期決算公告

一、事業概要
　神戸市西区岩岡地区を中心とする神戸市内の都市環境整備等のまちづくりに関する諸事業の実施又はこれらに対する助成。
助成金　一件　六五万円
　尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより平成二十三年一月二十七日に終了した。
二、財産目録　平成二十三年一月二十七日現在
資産合計　〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　〇円
　平成二十三年三月十日
　大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
　公益信託こうべまちづくり岩岡基金
　受託者　住友信託銀行株式会社

公益信託石澤記念医学留学生奨学基金第二十期決算公告

一、事業概要
　福岡県内の大学において医学を専攻する外国人留学生に対する育英奨学事業。
奨学生　二名　年間総額　一二〇万円
終了記念式典　一件　三〇万円
　尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより平成二十三年一月十九日に終了した。
二、財産目録　平成二十三年一月十九日現在
資産合計　〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　〇円
　平成二十三年三月十日
　大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
　公益信託石澤記念医学留学生奨学基金
　受託者　住友信託銀行株式会社

配当公告

　秋田県大館市早口字堤の沢一五番地一九
　破産者　小笠原砕石株式会社
　右の者に対する秋田地方裁判所大館支部平成二十年（フ）第一四三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金一九二、七三一、六〇九円
（内優先債権額　金一一、八二八、九九三円）
一、配当することのできる金額
　金二八、五六二、四九七円
（内優先債権額　金一一、八二八、九九三円）
　平成二十三年三月十日
　秋田県秋田市山王六丁目一番一三号山王プレスビル七階　破産管財人　柴田　一宏

配当公告

　愛知県豊川市桜木通四丁目八番地の九
　破産者　村尾　伸一
　右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十二年（フ）第一一七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金五〇二、四二六、六五九円
一、配当することのできる金額
　金一三、三六二、三四五円
　平成二十三年三月十日
　豊橋市大国町一〇一番地板垣ビル二階池田至法律事務所　破産管財人　池田　至

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍北海道札幌市西区二十四軒一条六丁目二番、最後の住所札幌市西区二十四軒一条六丁目二番四―三〇二号
　被相続人　亡　野長瀬君子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年三月十日
　事務所札幌市西区琴似二条七丁目二番三七号大洋ビル一階
　相続財産管理人　楠　高志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍栃木県鹿沼市花岡町一六〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　後藤　正夫
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年三月十日
　宇都宮市上大曽町六五〇番地六三ロイヤル・レザン五〇八
　相続財産管理人　横須賀徳博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍群馬県太田市南ヶ丘町一二三八番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小沼　謙二
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年三月十日
　群馬県太田市飯塚町一六三〇番地三
　相続財産管理人　川田　篤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍群馬県邑楽郡大泉町城之内一丁目二二六五番地、最後の住所群馬県邑楽郡大泉町北小泉一丁目三九番三八号パナハイツシミズ一〇三、住民票上の住所群馬県邑楽郡大泉町東小泉一丁目二〇番一〇号
　被相続人　亡　大槻　富夫
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年三月十日
　群馬県前橋市櫛島町六三番地一
　相続財産管理人　宮下　章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍新潟県柏崎市大字宮之窪三四一九番地、最後の住所新潟県柏崎市大字佐水三一四〇番地いこいの里　被相続人　亡　山田　米子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年三月十日
　新潟県長岡市豊田町一一番地一八、事務所新潟県長岡市笹崎三丁目三―一三
　相続財産管理人　弁護士　片沼　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍福井県今立郡池田町稲荷第一二号三番地、最後の住所福井県福井市高木北一丁目一〇〇一コーポ弥生一〇五号
　被相続人　亡　平井　秀仁
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年三月十日
　福井県福井市木田三丁目八〇九番地
　相続財産管理人　増田　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍愛知県豊橋市富士見台三丁目一九番地の二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松平　直行
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年三月十日
　愛知県豊橋市大国町三六番地
　相続財産管理人　波田野浩平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍京都市左京区下鴨森本町一三番地の六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　森川　京子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年三月十日
　京都市伏見区東大手町七七八番地　弁護士法人福井総合法律事務所伏見大手筋事務所
　相続財産管理人　弁護士　舩橋　恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍大阪府高槻市芥川町二丁目三五四番地、最後の住所大阪府八尾市山本町南七丁目六番二六号　被相続人　亡　岩佐　昭弘
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年三月十日
　大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階
　相続財産管理人弁護士　住吉　健一